



月刊 労働千葉

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号 (動力車会館)

電話 (鉄電) 千葉 2935・2939 番
(公) 043 (222) 7207 番

98.6.29 No. 4809

津田沼支部配転差別地労委

全面勝利命令獲得

JRは直ちに命令を履行しろ!

六月二四日、千葉県地方労働委員会は、九一年三月、九二年一〇月及び九三年四月とJRが立て続けに行った習志野運輸からの不当配転が、動労千葉の影響力を排除し津田沼支部を破壊するための不当労働行為であるとして九三年一二月に救済申し立てを行っていた「津田沼支部配転差別事件」について、組合側全面勝利の命令を交付した(主文・骨子は以下のとおり)。JRは、地労委命令を履行し、直ちに不当配転を撤回しろ。これまでに出不された中労委・地労委命令を履行しろ。

動労千葉は、本件命令の履行を直ちに求めるとともに、反合・運転保安確立、強制配転粉碎、不当労働行為根絶、JR総連解体に向け断固として闘いぬくものである。

主 文

- 1 被申立人は、別紙目録記載の申立人所属組合員に対する同目録記載日付の各配置転換命令を取り消し、同人らを原職に復帰させなければならない。
- 2 被申立人は、被申立人習志野運輸区から申立人所属組合員を正当な理由なく配置転換させることにより、申立人津田沼支部の運営に支配介入してはならない。

●配置転換の業務上の必要性●

①九一年三月の配転は業務移管に伴って行われたものであるが、業務移管は業務量の平準化をはかることを当初から説明していないこと。②九二年一〇月の配転は、車掌経験運転士を習志野運輸区に配置転換することに伴って行われたものであるが一方で動労千葉組合員に車掌試験を受けさせなかったといった事実がある。③九三年四月の配転は、習志野運輸区で養成した新人運転士を、同区に配属したことに伴って行われたものであるが、動労千葉組合員では運転士資格を有しながら、運転士以外の職場に配転になったままの者が多数存在する。以上のことをあわせ考えると、業務上の必要性の裏には動労千葉を差別する意図がある。

●配置転換の人員選基準●

九一年三月の配転においては交番担当者を排除するといいたが、動労千葉組合員である交番経験者が配転されていたり、通勤時間が長くないという基準を今回のみ適用したりしている。九二年一〇月及び九三年四月の配転では、指導操縦者を配転の対象から除外しているが、動労千葉組合員で指導操縦者に指定されている者は一人もおらず、また、一般的基準である長期在席者を今回のみ適用して、その後は適用していない。以上のように不自然な点が見られ、全体として合理的な人員選基準であるとは認め難いものである。

●配置転換の結果と影響●

会社は、組合員の増減に応じて支部を統廃合することは労働組合にとって必ずしも不利益とならず、ある支部の組合員が減少しても他の支部の組合員が増加するのであるから、全体として影響はない旨主張している。支部の統廃合は労働組合が自主的に決めるものであるのに、支部の統廃合は不利益とならず、全体としては影響はないという考え方によって会社が人事権を行使することは、組合員に対する恣意的な人事管理につながるおそれがあり、会社主張は到底認められるものではない。

習志野運輸区は総武緩行線の運行を担当する要となる現機関であり、そこに勤務する動労千葉所属運転士が六名まで減少していることは、動労千葉の会社に対するストライキ等の影響力が減殺されたといえる。

●不当労働行為の成不口●

本件配転は、動労千葉と対立関係にあつて動労千葉を嫌悪していた会社が、本件配転においても引き続き動労千葉を嫌悪し習志野運輸区から中野電車区への業務移管、車掌経験運転士の京葉運輸区から習志野運輸区への配転及び習志野運輸区で養成した運転士を同運輸区に配属することを奇貨として、ストライキ等に影響力を持つている動労千葉を総武緩行線の運行を担当する習志野運輸区から排除し、動労千葉の会社に対する影響力を減殺しようとしたものであり、津田沼支部の弱体化を企図して行われた不当労働行為である。

国労高崎-5・28反動判決弾劾で集会

6月19日、国労高崎は、5・28反動判決を弾劾して「国鉄闘争の完全勝利をめざす6・19集会」を開催した。集会では、北海道の闘争団の仲間が「勝利まで闘う」と決意をかたるなど、勝利への第一歩を踏み出した。

